



水底土砂等の判定基準の強化について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成 7 年 1 月 13 日

受 港 第 58 号
平成 7 年 1 月 13 日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

殿

港 湾 課 長

水底土砂等の判定基準の強化について（通知）

このことについて、運輸省港湾局長から別添写しのとおり通知がありましたので、遺漏のないようにして適切に処理してください。

鳥取県知事 殿

港 環 第 102 号
平成 6 年 12 月 27 日

運輸省港湾局長
相原 英郎

水底土砂等の判定基準の強化について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令」の一部改正（平成 6 年 9 月 26 日政令第 306 号）、並びに「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」及び「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」の一部改正（平成 6 年 11 月 7 日総理府令第 61 号）に伴い、埋立場所等に投入する水底土砂等の判定基準が強化され、平成 7 年 4 月 1 日に施行されることとなった。このため、平成 7 年 4 月 1 日以降の港湾工事による汝深土砂等の海域への排出については、新基準に基づき安全を確認したうえで、これを行うよう留意されたい。

なお、貴管内の市町村に係る地方港湾の港湾管理者の長には、この旨貴職より周知願いたい。

水底土砂の判定基準の変更一覧

平成7年4月1日

有害物質の種類	許容限度		備考
	新基準	旧基準	
1. アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	
2. 水銀又はその化合物	検液111につき0.005mg 以下	検液111につき0.005mg 以下	
3. カドミウム又はその化合物	" 0.1mg "	" 0.1mg "	
4. 鉛又はその化合物	" 0.1mg "	" 1mg "	今回改正
5. 有機りん化合物	" 1mg "	" 1mg "	
6. 六価クロム化合物	" 0.5mg "	" 0.5mg "	
7. 砒素又はその化合物	" 0.1mg "	" 0.5mg "	今回改正
8. シアン化合物	" 1mg "	" 1mg "	
9. PCB	" 0.003mg "	" 0.003mg "	
10. 銅又はその化合物	" 3mg "	" 3mg "	
11. 亜鉛又はその化合物	" 5mg "	" 5mg "	
12. ふっ化物	" 15mg "	" 15mg "	
13. トリクロロエチレン	" 0.3mg "	" 0.3mg "	今回適用拡大
14. テトラクロロエチレン	" 0.1mg "	" 0.1mg "	"
15. ベリリウム又はその化合物	" 2.5mg "	" 2.5mg "	
16. クロム又はその化合物	" 2mg "	" 2mg "	
17. ニッケル又はその化合物	" 1.2mg "	" 1.2mg "	
18. バナジウム又はその化合物	" 1.5mg "	" 1.5mg "	
19. 有機毒化合物	試料1kgにつき40mg		今回改正
20. ジクロロメタン	検液111につき0.2mg		"
21. 四塩化炭素	" 0.02mg "		"
22. 1,2-ジクロロエタン	" 0.04mg "		"
23. 1,1-ジクロロエチレン	" 0.2mg "		"
24. シス1,2-ジクロロエチレン	" 0.4mg "		"
25. 1,1,1-トリクロロエタン	" 3mg "		"
26. 1,1,2-トリクロロエタン	" 0.06mg "		"
27. 1,3-ジクロロプロペン	" 0.02mg "		"
28. チウラム	" 0.06mg "		"
29. シマジン	" 0.03mg "		"
30. モオベンカルブ	" 0.2mg "		"
31. ベンゼン	" 0.1mg "		"
32. セレン又はその化合物	" 0.1mg "		"

水底土砂の海域への排出についての規制体系

